

【参考資料】公演開催時の託児サービスについて

11月6日（日）に開催しました市民検討委員会第6回会議の配付資料「公立文化施設への市民参画事例」のうち、「託児サービス」に記載の都内民間事業者における取扱いの詳細について市民検討委員から質問をいただきましたので、当該事業者を確認した内容をお知らせします。

Q：利用料金には保険料も含まれるのか。

A：含まれる。

Q：「自己負担2,000円」の設定の方法は。

A：利用者の自己負担額は、公演主催者の判断により設定。

全体の料金設定の方法としては、まず、預かる子どもの人数や年齢に応じた託児料の総額を、事業者が公演主催者に提示。そして、公演主催者が、利用者の自己負担額を設定したうえで、残りを公演主催者の負担としている。

【例】託児料総額50,000円、利用者の自己負担額2,000円、利用者5人の場合

公演主催者の負担額＝50,000円－（2,000円×5人）＝40,000円

Q：これまでの自己負担額の最高額は。

A：正確な数は即答できないが、3,000円程度。

クラシックコンサートやオペラの公演だと、比較的高い料金設定となる傾向がある。

Q：託児の有無は誰が決めるのか。義務付けられていないのか。

A：託児の有無は公演主催者の判断によるもので、法的な義務付けはない。また、事故発生時の責任も公演主催者が負うことになる。

※ 民間の一事業者の例であり、全ての事業者・公演に該当するものではありません。

なお、質問者から次のとおりコメントをいただきましたので、御紹介します。

「義務と責任の上に権利がある」…これが本来の民主主義と思いますが、昨今の現実には、権利の主張が先行している様に感じます。何かあれば、保証を要求される世相です。主催者の楽器・その他公演での使用品を預かる保管庫が提案されていましたが、これなども全て有料を原則と考える人より、無料と思っている人が多いような気がします。

（小田原市文化政策課文化政策係）